



金沢市公報

第2547号

平成19年(2007年)3月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次

● 告 示

○地縁による団体の認可について (市民参画課) 1

○地縁による団体の告示された事項の変更について () 2

○結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指定の辞退について (地域保健課) 2

○市道の区域の変更について (道路管理課) 3

○道路の供用の開始について () 3

● 公 告

○金沢市農業振興地域整備計画の変更案及びその変更の理由を記載した書面の縦覧について (農林総務課) 3

○予防接種を行うことについて (駅西福祉健康センター) 4

○一般廃棄物処理計画のうち平成19年度の実施計画について (環境総務課) 4

○都市計画事業の事業計画の認可に係る関係図書の写しの縦覧について (道路建設課) 8

○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可について (区画整理課) 9

○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) 9

○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定について () 10

● 選挙管理委員会告示

○平成19年3月29日に選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について (選挙管理委員会) 10

○石川県議会議員選挙における投票所内、期日前投票所及び不在者投票所内に掲示する候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所について () 10

● 監査公表

○監査公表第11号 (監査事務局) 11

● 農業委員会告示

○第597回金沢市農業委員会農地部会の招集について (農業委員会事務局) 11

○第9回金沢市農業委員会農政振興部会の招集について () 12

告 示

●金沢市告示第56号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年3月22日

金沢市長 山 出 保

1 名称

押野西光陽町会

2 規約に定める目的

この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

町の名称	地 番
押野2丁目	212-1、212-2、214-1、214-3、215-2、216-1～216-3、217-1～217-5、218-1～218-5、219-1～219-3、220-1、220-3、221-1、221-3、222-1、222-3、223-1、223-2、224、225-1～225-7、228-1、228-2、229-1～229-4、230-1、230-2、231-1～231-5、232-1～232-4、246-1、246-4、246-5、247-1、247-2、248～251、252-1、252-2、253-1、253-3～253-5、254、255-3、256-1、256-2、257-1、257-3、258、258-2、259-1、259-2、260-1、260-2、260-4、261-1、261-2、262、263、264-1、264-3、266、267-1、

	267-3、267-4、268-3～268-8、269-1、269-3、270-1、270-3、271、272、273-1、273-3、274-1、274-3、275、276-1、276-2、277、290-1、290-2、290-4、291-1、291-3、291-6、291-7、291-10～291-13、292-1、292-3～292-6、293-1～293-3、293-5～293-8、294-1～294-4、294-7～294-9、294-11～294-15、295-1、295-3、296-1、296-3、297-1、297-3、297-4、298-1、298-3、299-1、299-6、300-1、300-15、300-21、308、501～507、508-1、508-2、509～526、527-1、527-2、528～531、532-1、532-2、533-1、533-2、534～537、538-1～538-3、539-1、539-2、597～601
押野3丁目	全部
八日市1丁目	315-7
西金沢1丁目	97～100

4 事務所

金沢市押野3丁目49番地

5 代表者の氏名及び住所

柏木 信二

金沢市押野3丁目49番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

(1) 民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定による解散

(2) 総会員の4分の3以上の同意による総会の議決

9 認可年月日

平成19年3月22日

●金沢市告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年3月22日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
御所町一丁目町会	代表者の氏名 及び住所	木村 正明 金沢市御所町1丁目339番地	丹羽 源一 金沢市御所町1丁目382番地	平成19年3月4日

●金沢市告示第58号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の申し出があったので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成19年3月22日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	辞退年月日
河村栄安薬局	金沢市長土堀1丁目14番3号	河村 薫	平成19年2月15日
あいき整形外科クリニック	金沢市黒田1丁目61番地	相木 一秀	平成19年3月31日
ながい内科クリニック	金沢市保古1丁目175番地	永井 幸広	平成19年3月31日

●金沢市告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成19年3月22日から同年4月5日まで一般の縦覧に供します。

平成19年3月22日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
一級幹線	1級幹線51号	みどり3丁目 130番 1先から	旧	8.6~12.4	70
	みどり団地線	みどり2丁目 6番 14先まで	新	24.6~33.4	58

●金沢市告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成19年3月22日から同年4月5日まで一般の縦覧に供します。

平成19年3月22日

金沢市長 山 出 保

路線名	区 間	供用開始日
1級幹線129号 八日市・押野線	西金沢3丁目 394番 先から 押野2丁目 555番 先まで	平成19年3月24日
1級幹線51号 みどり団地線	みどり3丁目 130番 1先から みどり2丁目 6番 14先まで	平成19年3月30日

公 告

金沢市農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成19年3月22日

金沢市長 山 出 保

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成19年3月22日から同年4月23日まで

(2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市産業局農林部農林総務課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期限

(1) 申出先

金沢市産業局農林部農林総務課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送（郵送による場合は、申出期限までに必着のこと。）

(3) 申出期限

平成19年5月8日

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期限

(1) 提出先

金沢市産業局農林部農林総務課

(2) 提出方法

持参又は郵送（郵送による場合は、提出期限までに必着のこと。）

(3) 提出期限

平成19年4月23日

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成19年3月22日

金沢市長 山 出 保

1 予防接種の種類

急性灰白髄炎

2 予防接種の対象者の範囲

生後3月から生後90月に至るまでの間にある者

3 予防接種を行う期日及び場所

予防接種を行う期日	予防接種を行う主たる場所	
	名 称	所 在 地
平成19年5月7日（月）	金沢市教育プラザ富樫	金沢市富樫3丁目10番1号
	金沢市西南部公民館	金沢市西金沢3丁目684番地
平成19年5月10日（木）	金沢市額公民館	金沢市額谷3丁目1番地1
平成19年5月11日（金）	石川県立武道館	金沢市小坂町西8番地3
平成19年5月14日（月）	金沢市駅西福祉健康センター	金沢市西念3丁目4番25号
平成19年5月16日（水）	金沢市森本公民館	金沢市南森本町チ103番地1
平成19年5月17日（木）	上若松会館	金沢市上若松町59番地1
平成19年5月21日（月）	金沢市元町福祉健康センター	金沢市元町1丁目12番12号
平成19年5月22日（火）	金沢市泉野福祉健康センター	金沢市泉野町6丁目15番5号
平成19年5月24日（木）	粟崎文化センター	金沢市粟崎町1丁目3番地
	金沢市安原公民館	金沢市福増町22街区1番地
平成19年5月28日（月）	金沢市教育プラザ富樫	金沢市富樫3丁目10番1号
平成19年5月31日（木）	金沢市駅西福祉健康センター	金沢市西念3丁目4番25号
平成19年6月6日（水）	金沢市駅西福祉健康センター	金沢市西念3丁目4番25号

4 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかに発熱をしている者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな者

(4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第2号）第7条の規定により、一般廃棄物処理計画のうち平成19年度の実施計画を次のとおり公表します。

平成19年3月22日

金沢市長 山 出 保

- 1 実施期間
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- 2 処理区域
金沢市全域
- 3 収集処理

(1) し尿を除く一般廃棄物

① 発生量(見込)

区 分		発 生 量	合 計
市の 関与 量	燃やすごみ	146,438トン/年	193,270トン/年
	不燃・粗大ごみ	23,813トン/年	
	資源回収ごみ	12,844トン/年	
	水銀含有ごみ	175トン/年	
	集団回収ごみ	10,000トン/年	

② 収集・運搬及び処理方法

ア 廃棄物を排出する者の区分による処理方法

(ア) 一般家庭から排出される一般廃棄物(以下「家庭系廃棄物」という。)

区 分	収 集・運 搬		収集回数及び収集方法等	処分方法
燃やすごみ	直営・委託		週2回 ステーション収集	焼却
	自己搬入		平日随時受入れ	
不燃・粗大ごみ	埋立ごみ	直営・委託	月1回 ステーション収集	破碎・資源化・ 焼却・埋立
	粗大ごみ	直営	随 時 有料戸別収集	
	多量ごみ	直営	随 時 有料戸別収集	
	自己搬入		平日随時受入れ	
資源回収ごみ	あき缶・ペットボトル・ 容器包装プラスチック	直営・委託	月2回 ステーション収集	資源化
	あきびん	直営・委託	月1回 ステーション収集	
	金属	直営・委託	月1回 ステーション収集	
	自己搬入		土日のみ随時受入れ	
水銀含有ごみ	直営・委託		月2回 ステーション収集	資源化
	自己搬入		土日のみ随時受入れ	

※ ごみの収集は、昼間収集とする。ただし、燃やすごみについては、市内中心部の一部の地域で早朝の時間帯に収集する。

※ 粗大ごみ及び多量ごみは、戸別収集受付センターへ申し込みした後、「ごみ処理券」を貼り、所定の場所へ出すものとする。

※ 燃やさないごみの収集日には、埋立ごみ、金属(全体の80パーセント以上が金属でできているもの、大きい缶(一辺の長さが25センチメートル以上のもの))、ライター及びスプレー缶・カセットボンベを収集する。

※ 資源回収ごみの収集日には、あき缶(一辺の長さが25センチメートル未満のアルミ缶・スチール缶)、ペットボトル、容器包装プラスチック及びフロン回収製品(除湿器)並びに水銀含有ごみを収集する。

また、びんの収集日には、あきびんを無色透明、茶色及びその他の色の3分別で収集する。

※ 廃家電製品のうち、エアコン、テレビ(ブラウン管方式)、冷蔵庫、洗濯機及び冷凍庫は収集しない。

また、家庭用使用済パソコン、二次電池はメーカー等の自主回収による。

※ 市の定める排出禁止物は収集しない。

(イ) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物(以下「事業系廃棄物」という。)

区 分	収 集・運 搬		収集回数及び収集方法等	処分方法
燃やすごみ	許可業者		随時有料戸別収集	焼却
	自己搬入		随時受入れ	
不燃・粗大ごみ	許可業者		随時有料戸別収集	埋立
	自己搬入		随時受入れ	

資源回収ごみ	許可業者	随時有料戸別収集	資源化
--------	------	----------	-----

イ 廃棄物を排出する際の原則

- (ア) 家庭から排出されるごみは、分別して、決められた日時に、決められた場所に出すこと。
- (イ) 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者が自己処理し、又は許可業者に依頼して適正に処理すること。
- (ウ) 排出に使用のごみ袋は、すべて半透明ごみ袋を使用すること。

③ 一般廃棄物の発生及び排出抑制

ア ごみの発生抑制の推進

- ・「金沢53ごみダイエット・ネットワーク」による減量活動の推進
- ・家具等のリユース（再使用）の拡大など

イ ごみ・環境等に関する意識啓発

- ・もったいないフェスタ金沢の開催
- ・循環型社会推進のための子ども啓発事業
- ・大学生との3R推進パートナーシップ事業など

ウ 家庭・地域でのごみ減量化活動への支援

- ・家庭用生ごみ処理機設置助成など

エ 事業所でのごみの減量化への指導・支援

- ・事業所向けパンフレットの作成及び指導並びに大規模事業所における減量化計画書の提出など

オ 不法投棄防止対策

- ・6月の「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」に不法投棄撲滅キャンペーンを実施
- ・11月の「不法投棄防止強化月間」に合同監視パトロールなどを実施

カ 顕彰制度等の推進

- ・金沢市環境美化推進功労者表彰
- ・学童を対象にした「3R子どもかべ新聞コンクール」など

④ 資源化の方法

ア 町会等の協力を得て分別排出の徹底を図るとともに、資源ごみ（一部）の収集量に応じて奨励金を校下町会連合会へ交付

イ 事業所に対するペットボトルの分別、資源化の指導を強化

ウ 集団回収量拡大のため、回収団体の増加を図るとともに奨励金を交付

エ 集団回収により回収された品目のうち、雑誌・ダンボールについて回収の促進を図るため、古紙回収業者に対し助成金を交付

⑤ 収集・運搬計画

ア 収集区域

金沢市全域

イ 収集・運搬をする一般廃棄物の量（見込）

区 分		廃棄物の量	
市 関 与 量	家庭系廃棄物	燃やすごみ	90,239トン／年
		不燃・粗大ごみ	7,360トン／年
		資源回収ごみ	12,842トン／年
		水銀含有ごみ	175トン／年
		計	110,616トン／年
	事業系廃棄物	燃やすごみ	56,199トン／年
		不燃・粗大ごみ	16,453トン／年
		資源回収ごみ	2トン／年
		計	72,654トン／年
	合 計		183,270トン／年

⑥ 施設概要

ア 中間処理施設

(ア) 焼却処理施設

名 称	西部クリーンセンター	東部クリーンセンター
所 在 地	金沢市東力町ハ284番地	金沢市鳴和台357番地
型式・形式	全連続燃焼式ストーカー炉	全連続燃焼式ストーカー炉
処 理 能 力	350トン/日	250トン/日
炉 数	175トン/日×2基	125トン/日×2基

(イ) 破砕処理施設

名 称	戸室リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市戸室新保ハ604番地
処 理 内 容	不燃・粗大ごみの破砕・選別
処 理 能 力	66トン/日

(ウ) 資源化施設

(a) 金属缶・ペットボトル

名 称	西部リサイクルプラザ	東部リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市糸田新町1番30号	金沢市鳴和台432番地
処 理 内 容	金属缶の選別・圧縮 ペットボトルの選別・圧縮・梱包	
処 理 能 力	12トン/日	12トン/日

※ それぞれ、びんの保管施設を併設

(b) 容器包装プラスチック

名 称	戸室リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市戸室新保ハ604番地
処 理 内 容	容器包装プラスチックの選別・圧縮・梱包
処 理 能 力	25トン/日

イ 最終処分場

名 称	戸室新保埋立場
所 在 地	金沢市戸室新保リ48番地1
埋 立 方 法	サンドイッチ工法
埋 立 容 量	3,946,000立方メートル
埋立残容量	1,421,000立方メートル

(2) し尿

① 発生量(見込)

区 分	発 生 量	合 計
し 尿	3,432キロリットル/年	20,632キロリットル/年
浄化槽汚泥	17,200キロリットル/年	

② 収集・運搬及び処理方法

区 分	収集・運搬	処 理 方 法
し 尿	許可業者	好気性消化一次処理方式
浄化槽汚泥		

③ 収集・運搬計画

ア 収集区域

金沢市全域

イ 収集・運搬をする量(見込)

区 分	廃棄物の量	収集回数	収集方法
し 尿	3,432キロリットル/年	定期収集	有料戸別収集
浄化槽汚泥	17,200キロリットル/年		
合 計	20,632キロリットル/年		

④ 施設概要

ア 一次処理

名 称	西部衛生センター
所 在 地	金沢市東力町ハ3番地1
処 理 方 式	好気性消化一次処理方式
処 理 能 力	195キロリットル/日(生し尿35キロリットル/日、浄化槽汚泥160キロリットル/日)

イ 二次処理

名 称	西部水質管理センター
所 在 地	金沢市東力町ハ272番地
処 理 方 式	標準活性汚泥法
処 理 能 力	110,000立方メートル/日

ウ 焼却処理

名 称	西部クリーンセンター
所 在 地	金沢市東力町ハ284番地
型式・形式	全連続燃焼式ストーカー炉
処 理 能 力	350トン/日
炉 数	175トン/日×2基

エ 最終処分

名 称	戸室新保埋立場
所 在 地	金沢市戸室新保り48番地1
埋 立 方 法	サンドイッチ工法
埋 立 容 量	3,946,000立方メートル
埋立残容量	1,421,000立方メートル

4 その他

(1) 金沢市廃棄物総合対策審議会

廃棄物の総合的な対策の確立に資するため、市長の諮問に応じ、廃棄物の減量化、適正処理、その他必要がある事項について審議する。

(2) 金沢市ごみ問題懇話会

多様化するごみ問題について、市民、排出業者、処理業者、有識者など社会各層の立場から検討し、住みよいまちづくりに努める。

(3) 金沢市廃棄物対策推進員

市民からごみ問題に関する意見を広く求め、廃棄物の減量化、適正処理の推進のため、市民と行政のパイプ役として本市の施策への協力、その他の活動を行う。

(4) 金沢市不法投棄連絡員

不法投棄を未然に防止するためのパトロール業務及び早期発見・早期対応を図るため、特に山間地を中心に連絡員を置く。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可した旨の石川県知事の告示があり、かつ、関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第49条の規定により、次のとおり公告します。

平成19年3月22日

金沢市長 山 出 保

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事業施行期間	事業地	縦覧場所
金沢都市計画道路事業 3・3・3号 福久福増線	金沢市	平成19年3月9日から 平成24年3月31日まで	(1) 収用の部分 金沢市大河端町西地内 (2) 使用の部分 なし	金沢市 都市整備局 土木部 道路建設課

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、次の土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年3月22日

金沢市長 山 出 保

施行者の名称	事業施行期間	施行地区	土地区画整理事業の名称	事務所の所在地	施行認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市	平成5年11月19日から 平成24年3月31日まで	(1) 施行地区 金沢市木越町カの全部並びに木越町チ、ル、ヲ、ワ、ヨ及びタ、木越1丁目、木越2丁目、大場町西、井及びノ、千木町ハ及びニ並びに福久町カの各一部 (2) 工区 (第1工区) 金沢市大場町西、千木町ハ及びニ並びに福久町カの各一部 (第2工区) 金沢市木越町カの全部並びに木越町チ、ル、ヲ、ワ、ヨ及びタ、木越1丁目、木越2丁目並びに大場町西、井及びノの各一部	金沢市湖南 第二土地区画 整理事業	金沢市広坂 1丁目1番1号	平成5年 11月11日	平成19年 3月7日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成19年3月22日

金沢市長 山 出 保

1

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市久安3丁目478番から482番まで及び490番から494番まで	金沢市久安5丁目18番地 下村 サダ子
金沢市直江北1丁目72番1から72番7まで	金沢市神田2丁目12番16号 株式会社 エム・ティ・エステート 代表取締役 松井 利文 金沢市泉が丘2丁目12番46号 株式会社 金沢ホームビルド 代表取締役 渡邊 隆三

金沢市有松3丁目38番、39番1、39番2、40番1、40番2及び41番	大阪府吹田市豊津町9番1号 株式会社 ローソン 代表取締役 新浪 剛
--------------------------------------	--

2

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市東蚊爪町34番及び金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市東蚊爪町チ36番 水谷 可奈子
金沢市浅野本町2丁目70番1から70番7まで	道路 金沢市浅野本町2丁目70番4	金沢市保古1丁目217番地1 大成ホーム株式会社 代表取締役 前田 和人

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

平成19年3月22日

金沢市長 山 出 保

新たに指定した道路の位置等

指定年月日	位置指定申請者	道 路 の 位 置			
		起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)
平成19年3月9日	金沢市堀川町25番5号 北陸ミサワホーム株式会社 代表取締役 高見 幸三	金沢市宝町410番1先	金沢市宝町410番2先	5.0	24.63

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第30号

平成19年3月29日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成19年3月22日

金沢市選挙管理委員会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成19年3月30日

午前8時30分から午後5時まで

●金沢市選挙管理委員会告示第31号

平成19年4月8日執行予定の石川県議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項及び第5項の規定により、投票所内、期日前投票所及び金沢市選挙管理委員会の委員長が不在者投票管理者となる不在者投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりです。

平成19年3月22日

金沢市選挙管理委員会

1 日 時 平成19年3月30日

午後5時30分

2 場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市役所301会議室

監 査 公 表

●金沢市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した工事監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成19年3月22日

金沢市監査委員 山 形 紘 一
 金沢市監査委員 中 島 秀 雄
 金沢市監査委員 上 田 忠 信
 金沢市監査委員 増 江 啓

1 監査対象

(1) 平成18年度示野町地内（5-6工区）管渠築造工事

企業局建設部 建設課

工事場所	請負業者 (契約方法)	契約金額	契約 年月日	着工 年月日	竣工(契約) 年月日	監 査 期 間	実 査 年月日
示野町地内	石川建設工業（株） (指名競争入札)	円 73,400,250	平成18年 7月11日	平成18年 7月12日	平成18年 12月20日 (平成18年 12月20日)	平成18年 9月5日 ～ 平成19年 3月5日	平成18年 12月6日 平成19年 1月17日

2 監査を執行した監査委員

山形紘一、中島秀雄、上田忠信、増江 啓

3 監査の方法

工事の設計図書等関係書類を審査するとともに、施工状況を現地監査した。

4 監査の結果

(1) 設計に関する事項

設計及び設計内容については、適正と認められた。

(2) 施工に関する事項

施工、施工管理及び検査については、適正に執行されていた。

(3) 事務手続に関する事項

契約等の事務手続については、おおむね適正に執行されていたと認められたが、特に次の事項について指摘する。

公共下水道利用者の要請に即時対応する必要性が生じ、本来なら別工事で発注することが適当な工区外の公共柵設置工事を本工事に追加する特異な設計変更を行っているが、工事の合理性や契約の公明性を確保するため「設計変更に関する取扱要領」の適正な運用を図られたい。

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第5号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第597回金沢市農業委員会農地部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年3月22日

金沢市農業委員会
農地部会長 島 田 傳 治

1 日時

平成19年3月28日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 農地競売（公買）適格者証明願に対する意見決定について
- (3) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (5) 農地法第5条の規定にかかる事業計画の変更申請に対する意見決定について
- (6) 非農地証明願について
- (7) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

●金沢市農業委員会告示第6号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第9回金沢市農業委員会農政振興部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年3月22日

金沢市農業委員会
農政振興部会長 米 澤 邦 明

1 日時

平成19年3月28日午後3時30分

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

平成19年度金沢市農林部主要施策について

平成19年(2007年)3月22日 印刷	発行人	金 沢 市
平成19年(2007年)3月22日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市黒田1丁目65番地 カネモト印刷(株)